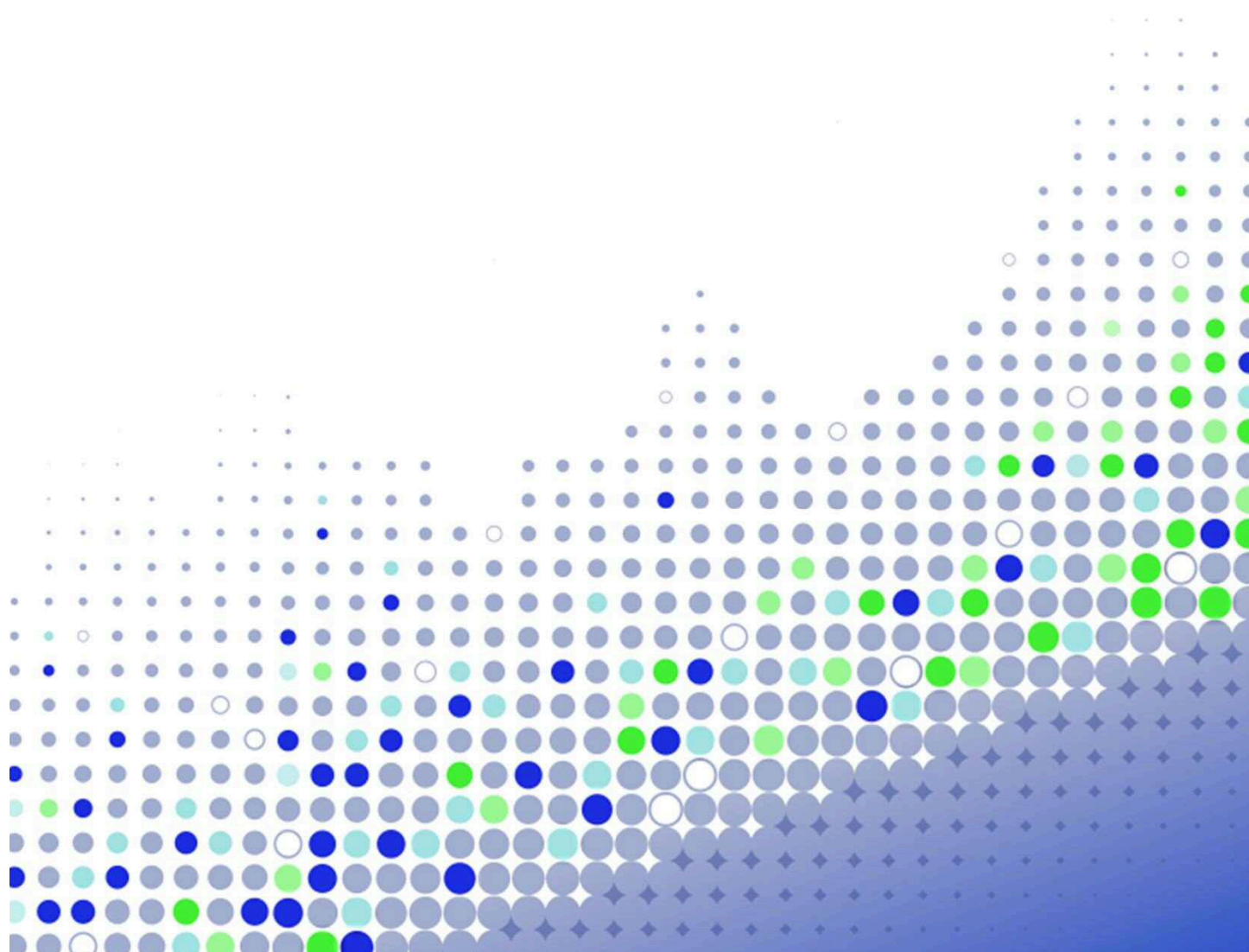


札幌市保健福祉局保健所
環境衛生課



令和3年度統計

札幌市保健所環境衛生課 事業概要



目次

-第1部 業務内容-

第1章

組織と所管事務

1

第2章

環境衛生係・営業指導係の業務

2

1 営業施設

- (1) 旅館等 2
- (2) 理・美容所 4
- (3) 公衆浴場 6
- (4) クリーニング所 6
- (5) 興行場 6
- (6) その他の施設 6

2 レジオネラ症対策

. 8

3 市民相談

. 9

4 表彰

. 9

第3章

ビル衛生係・飲料水指導担当係の業務

10

1 特定建築物

. 10

2 事業登録

. 11

3 飲料水施設

. 11

4	地下水汚染の情報提供	11
5	災害応急時の井戸活用	12
6	市民相談	12

-第2部 資料- ※本文中の[PO-表O]については、「第2部 資料」の各表を参照してください。

- 表1 環境衛生関係施設数及び立入検査件数
- 表2 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数
- 表3 環境衛生関係市民相談件数
- 表4-1 特定建築物施設数
- 表4-2 特定建築物の立入検査件数等
- 表5 建築物の清掃や空気環境測定等を行う事業者の登録事業所数
- 表6 飲料水施設の施設数と立入検査件数
- 表7 ビル衛生及び飲料水関係市民相談件数

第 1 部 業務内容

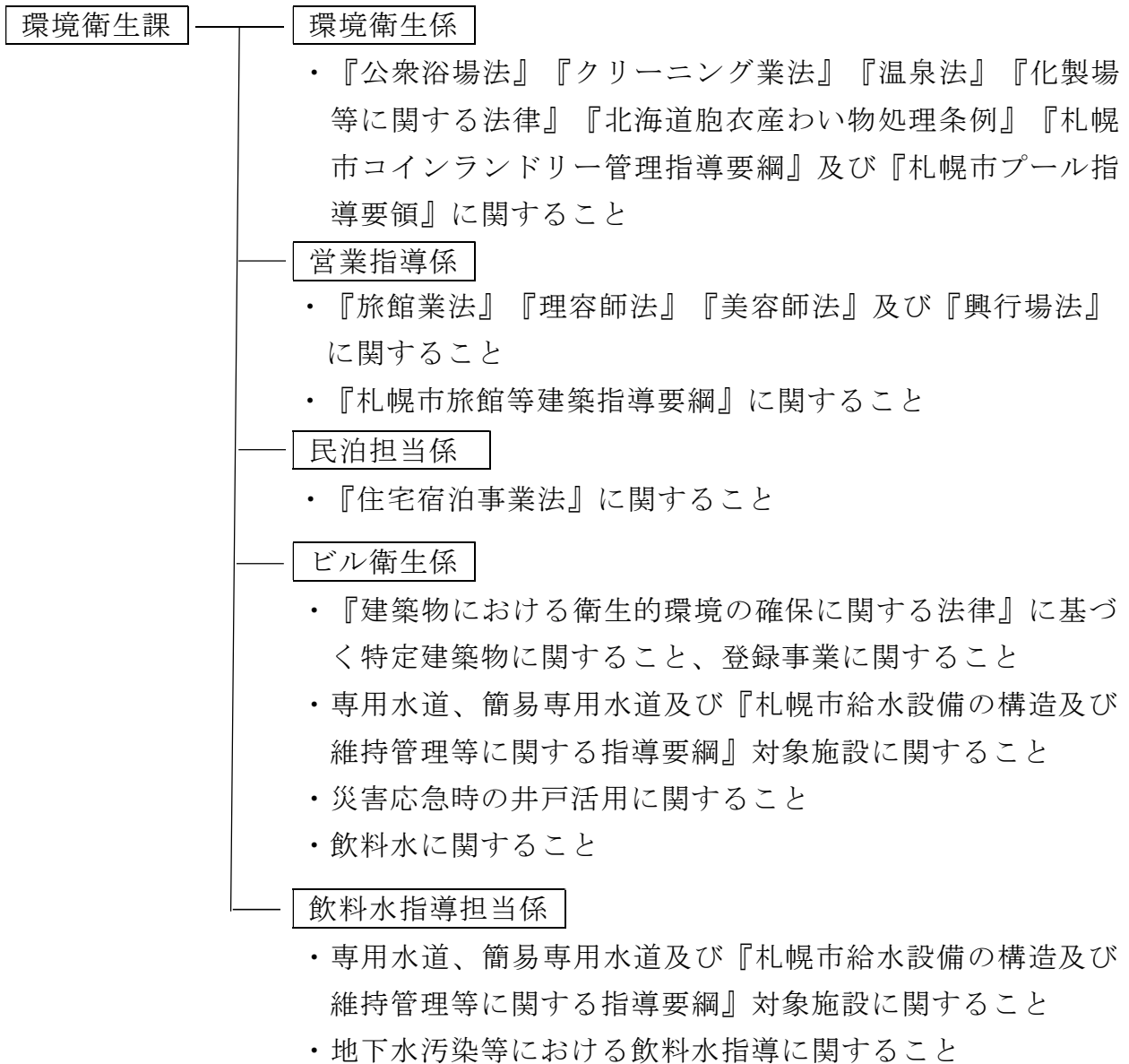
第 1 章

組織と所管事務

保健所環境衛生課では、市民のみなさんの快適で健康な暮らしを守るため、関係施設に立入等をして、衛生状態のチェックや指導を行っています。

また、市民のみなさんからのご相談に対する助言や、リーフレット、広報物及び札幌市保健所生活衛生ホームページ^{*1}による各種最新情報の提供を行っています。

※1 <https://www.city.sapporo.jp/kenko/eisei/index.html>



第2章

環境衛生係・営業指導係の業務

市民の日常生活に密接な関係がある旅館、理容所・美容所(以下「理・美容所」という)、公衆浴場、クリーニング所、興行場等の施設に対して、関係法令や指導要領等に基づく許認可と各種届出事務及び立入検査等を実施し、施設の衛生水準の維持向上を図っています。

営業施設 [P13-表1、表2]

札幌市内には、令和3年度末時点で約8,000の環境衛生営業施設があります。これらの施設の衛生管理等について確認するため、環境衛生監視員が各施設への立入検査を実施しています。また、令和元年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止措置について、旅館業、公衆浴場、興行場の許可施設に対し依頼文を送付するなどして注意喚起を行っています。

(1) 旅館等

① 定期監視・指導

宿泊料とみなすことができる対価を得て人を宿泊させる営業を行うには、『旅館業法』に基づいた許可が必要です。

当課では、許可施設に対して定期的に立入検査を実施し、リネンの管理方法、衛生害虫の点検や共同浴室のレジオネラ症対策等について確認・指導等を行っています(レジオネラ症対策についての詳細はP8;「2 レジオネラ症対策」の項を参照ください)。

また、事業者は、宿泊者の安全を守り、善良な風俗及びその地域の健全な生活環境を保持するため、『旅館業法』だけでなく、『消防法』や『建築基準法』等、他の関係法令も順守しなければなりません。そのため、随時、消防局・都市局と連携し、情報共有等を行っています。

② 「民泊」

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、住宅を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊」が旅館業法の許可を受けずとも、住宅宿泊事業法に基づく届出により可能となりました。

当課では、民泊に関する届出の受理や、苦情等のあった届出施設に対する立入・指導などを行っています。

なお、民泊に関する相談・苦情、違法民泊の通報等は、札幌市が委託管理して

いる「札幌市民泊総合窓口^{※2}」にて受け付けています。

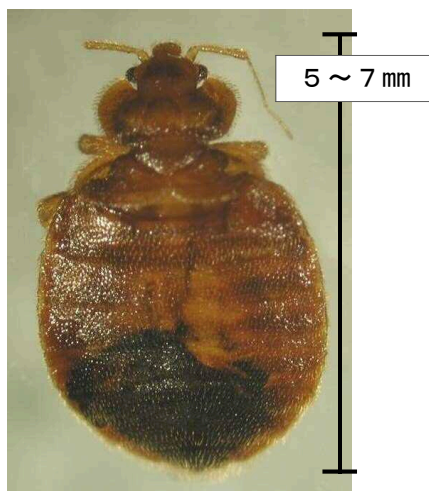
- ※2・窓口来所 9時00分～17時00分（土日祝及び年末年始を除く）
- 所在地 札幌市中央区北1条西2丁目2-1 北海道経済センタービル7階
- ・電話等受付 9時00分～12時00分、13時00分～17時30分（年中無休）
- 電話(FAX)番号 011 - 211 - 2388 (011 - 211 - 0328)
- メールアドレス sapporo-minpaku@athena.ocn.ne.jp

③ 宿泊施設におけるトコジラミ対策

近年、宿泊施設等において、トコジラミの発生が報告されております。

トコジラミはカメムシの仲間であり、ナンキンムシとも呼ばれています。成虫は6mm程度の大きさで、最も駆除が難しい衛生害虫の一つです。人から吸血し、かゆみ等の健康被害を引き起こすだけでなく、宿泊施設で発生すると、駆除に伴う費用等、事業者も経済的な被害を受けます。

被害拡大を防止するには、早期発見が重要なため、当課では、平成27年3月に「トコジラミ点検マニュアル」を作成し、講習会や宿泊施設への立入時等に本マニュアルを配布するなどして、正しい対策の啓発に取り組んでいます。



【トコジラミ(成虫)】



【トコジラミ点検マニュアル】

④ 宿泊施設におけるノロウイルス対策

ノロウイルスの感染経路には、汚染された食品を食べることによる食中毒と、おう吐物や糞便から人の手を経由しドアノブなどを介した感染症があり、宿泊施設においても感染する可能性があります。

調理室がある施設の場合は、食品衛生法に基づく衛生指導の対象となりますが、近年、調理室を設けない宿泊施設が増加しているため、旅館業法を所管する当課において、ノロウイルスの感染源となりうる客室やトイレの清掃・消毒

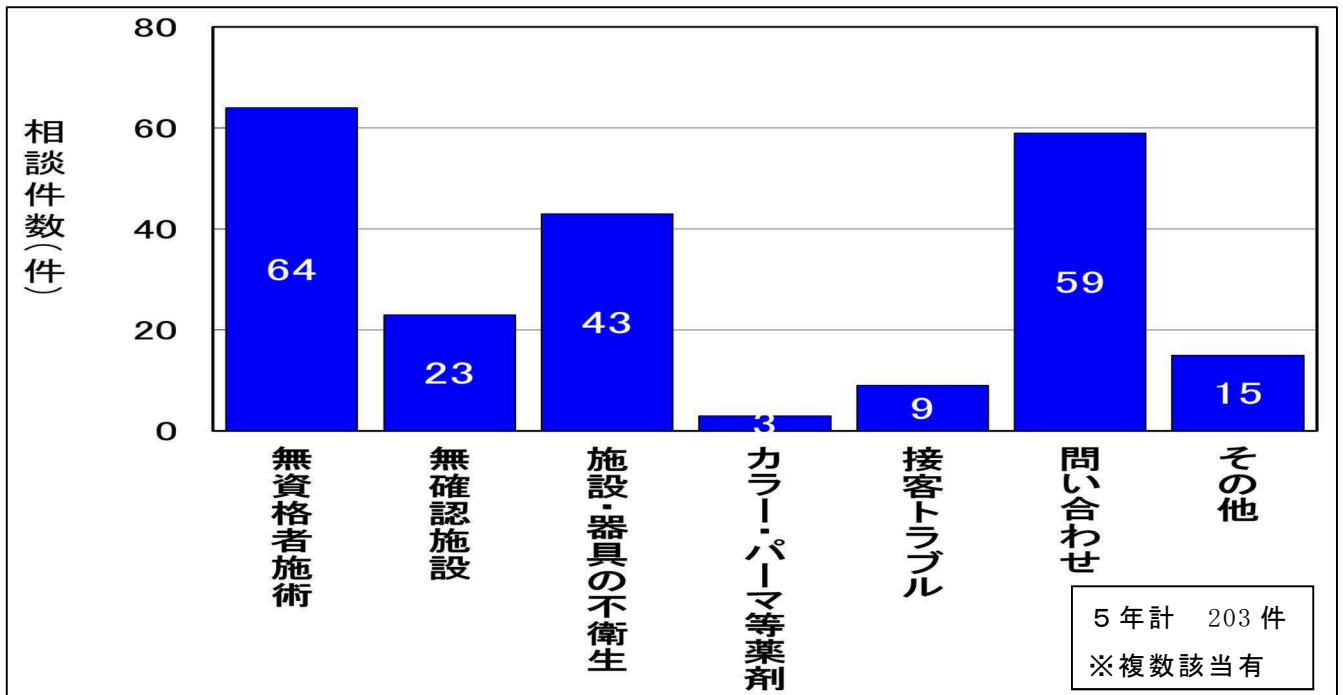
などについて積極的に衛生指導等を行い、営業者の衛生管理の意識向上を図っています。

(2) 理・美容所

① 定期監視・指導

法律で、理容とは「頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること」、また、美容とは「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とされています。これらの行為は、理・美容所で理容師・美容師の資格を有した者以外はできないこととされています。

当課では、各施設へ定期的に立入等を実施するほか、保健所に寄せられる市民相談に基づき、無資格者による施術の疑いや施設・器具の衛生管理状況等について確認・指導等を行っています。令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各施設への定期立入を自粛しておりましたが、今後は感染状況を考慮しつつ、定期立入等を再開します。



【過去5年間で保健所に寄せられた市民相談(H29~R3年度総計)】

② 出張理容・出張美容事業者への指導

出張理容・出張美容は、疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者に対して行う場合等、特別な場合のみに限定されております。

平成26年6月施行の『札幌市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領』により、札幌市内の理・美容所に従事せず、市内で出張理容・出張美容を行う理容師・美容師は、保健所への届出が必要となりました(3年ごとに更新手続きが必

要)。当課では、事業者に対して、携行品の衛生管理等の確認・指導等を行っています。

③ まつ毛エクステーション

近年、まつ毛エクステーション^{※3}は、全国的に、特に若い女性に人気が高まっていますが、施術後に目及びその周囲が腫れる等のトラブルを訴える相談が寄せられています。まつ毛エクステーションは美容行為に該当するため、施術は美容師にしか認められていません。

しかし、美容所以外の場所での施術や無資格者の施術による健康被害も発生しています。

当課では、まつ毛エクステーションに係る健康被害を防止するため、違法な営業を直ちに中止させるとともに、啓発リーフレットを配布するなど、正しい知識を広めるよう努めています。

※3 化学繊維等から作られた人工のまつげを、接着材等を用いてまつげに装着すること



【啓発リーフレット】

④ 事業者向け衛生管理講習会

理・美容所における自主衛生管理の推進を目的として、事業者に対して、「理容所・美容所衛生管理講習会」を実施しています。

改正法令等に関することや保健所に寄せられる相談事例、保健所職員による立入の際に確認した不適切事項等について周知及び注意喚起し、事業者の衛生意識向上を図っています。



【令和元年度の講習会の様子】

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、講習内容を動画で配信し、インターネットを通じて視聴する形式としました。今後も、講習内容をホームページで配信し、自主的に講習を受講できるようにする等の新しい形式を検討していきます。

(3) 公衆浴場

公衆浴場には、銭湯等の「普通浴場」と、健康ランドやサウナといった「その他の浴場」等があり、営業を行うためには『公衆浴場法』に基づき営業許可を受ける必要があります。

当課では、許可施設に対して定期的に立入を実施し、施設の補修状況、換水の頻度やレジオネラ症対策等について確認・指導等を行っています。

特に、浴槽水の残留塩素濃度測定やレジオネラ属菌の自主検査結果の確認等、適正な管理の徹底について重点的に指導しています(レジオネラ症対策についての詳細はP8；「2 レジオネラ症対策」の項を参照ください)。

(4) クリーニング所

クリーニング所には、クリーニング工場、取次所、自動車を使用した無店舗取次店があります。

立入検査時には、有機溶剤の保管・処理方法、未・既洗濯物の保管等の衛生保持の徹底について指導するとともに、定期的な受講が義務付けられているクリーニング師研修と従事者講習の受講勧奨も行っています。

(5) 興行場

興行場とは、「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸または観せ物を、公衆に見せ、または聞かせる施設」と定義されており、これらの営業を行う場合には『興行場法』に基づき営業許可を受ける必要があります。

常設興行場には、映画館、「hitaru（札幌文化芸術劇場）」のようなイベントホール、「札幌ドーム」のようなスポーツ施設等があります。

また、「YOSAKOIソーラン祭り」等、臨時や仮設の興行場もあります。

当課では、許可施設に対して、構造設備、換気や照明、清潔等の衛生に関する基準に適合しているか確認するため、立入検査等を行っています。

(6) その他の施設

① 温泉関係施設

温泉に関しては、掘削してから実際に利用するまで、様々な許可が必要となります。

また、温泉施設においては、「温泉の成分等(温泉分析書)」を掲示しなければならず、10年以内ごとに成分分析を実施することとなっております。

当課では、温泉の利用に係る許可事務(その他の許可は北海道知事の許可となります。)や「温泉の成分等(温泉分析書)」の掲示の確認等を行っています。

さらに、年度ごとに温泉利用施設及び源泉所有者から、温泉の利用量や源泉の揚水量・温度等利用状況報告を求め、結果を北海道に報告しています。

② プール

プールは多数の人が利用する場所であり、利用者により病気が持ち込まれた場合、プール水を介して感染症等が集団的に発生するおそれがあります。感染の未然防止や水による事故防止を目的として『札幌市プール指導要領^{※4}』を定めています。

当課では、この要領に基づいて水質等の衛生管理や構造設備に関することについて監視・指導等を行っているほか、毎月、各施設から「プール維持管理報告書」の提出を求め、維持管理状況を確認しています。

※4 この要領において「プール」とは、容量50m³以上の貯水槽を設け、多人数に遊泳させる施設を指し、学校や幼稚園等にあるプールは除きます。

③ その他

ア 『札幌市コインランドリー管理指導要綱』に基づく事務
コインランドリー施設の届出事務、衛生指導

イ 『化製場等に関する法律』に基づく事務
化製場^{※5}、死亡獣畜取扱場^{※6}に関する許可事務

ウ 『北海道胞衣及び産わい物処理条例』に基づく事務
胞衣(えな)及び産わい物^{※7}の収集・処理事業に関する許可事務

※5 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設

※6 死亡獣畜を解体し、埋却し、または焼却する施設

※7 胞衣：胎児を包んでいた膜や胎盤、産わい物：出産後24時間以内に排せつされる胞衣以外の汚物

2 レジオネラ症対策

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌が原因で起こる感染症です。急激に重症になり死亡する場合もある「レジオネラ肺炎」と、数日で自然に治ることの多い「ポンティアック熱」に分けられます。

レジオネラ肺炎は、乳幼児や高齢者、病気等で抵抗力が低下している人、健康であっても疲労等で体力の落ちている人などが発病しやすいといわれています。感染経路としては、温泉利用入浴施設、公衆浴場、冷却塔、加湿器、循環式浴槽、中央式給湯設備等が注目されています。

(1) 自主検査等の指導

レジオネラ症患者の発生報告は全国的に増加しており、特に公衆浴場や旅館等の入浴施設で発生した場合には、一度に多くの人々が感染してしまう可能性があります。

当課では、『札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領』に基づき、公衆浴場等の事業者に対し「レジオネラ属菌自主検査に係る定期報告書」の提出を求め、管理状況を確認しています。水質基準を満たしており、規定された回数の検査を実施した施設には、「レジオネラ属菌自主検査確認証」を交付し、施設に掲示してもらうとともに、同意が得られた施設については、保健所ホームページ^{※8}で公開しています。

※8 https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/eigyokyoka3/yokujou/oshirase/legi_koufu.html



【レジオネラ属菌自主検査確認証】

(2) 普及・啓発

当課では、市内の公衆浴場、旅館業及び温泉利用事業者を対象とした「衛生管理講習会」を定期的実施するなどして、レジオネラ症対策等の啓発を図っています。

令和3年度は、市内の公衆浴場、旅館業及び温泉利用事業者を対象に、オンライン（動画配信）形式で衛生管理講習会を実施しました。

また、市民の方々に対しても、リーフレットを配布するなどして知識の普及を行

っています。

今後も、引続き講習会の実施や市内で開催される各種イベント等を活用し、レジオネラ症対策について周知を行う予定です。



市民相談 [P14-表3]

令和3年度は、美容所、公衆浴場に関する相談が特に多く寄せられました。

保健所に寄せられた相談については、原則、施設の立入等を実施し、事業者から事実確認等を行った上、法令違反等が認められた場合には直ちに改善するよう指導しています。



表彰

環境衛生営業施設のうち、特に衛生状態が優秀な施設に対して『札幌市環境衛生及び食品衛生関係保健所長表彰要綱』に基づき保健所長表彰を、『札幌市環境衛生及び食品衛生関係市長表彰要綱』に基づき市長表彰を行っています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により上記2つの表彰を中止しました。

第3章

ビル衛生係・飲料水指導担当係の業務

法令・用語等名称略称

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律：『建築物衛生法』
- ・札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱：『給水要綱』
- ・札幌市簡易専用水道指導要領：『簡易専用水道指導要領』
- ・札幌市災害応急時における協力井戸指定に関する要綱：『協力井戸要綱』
- ・災害応急用協力井戸：「協力井戸」

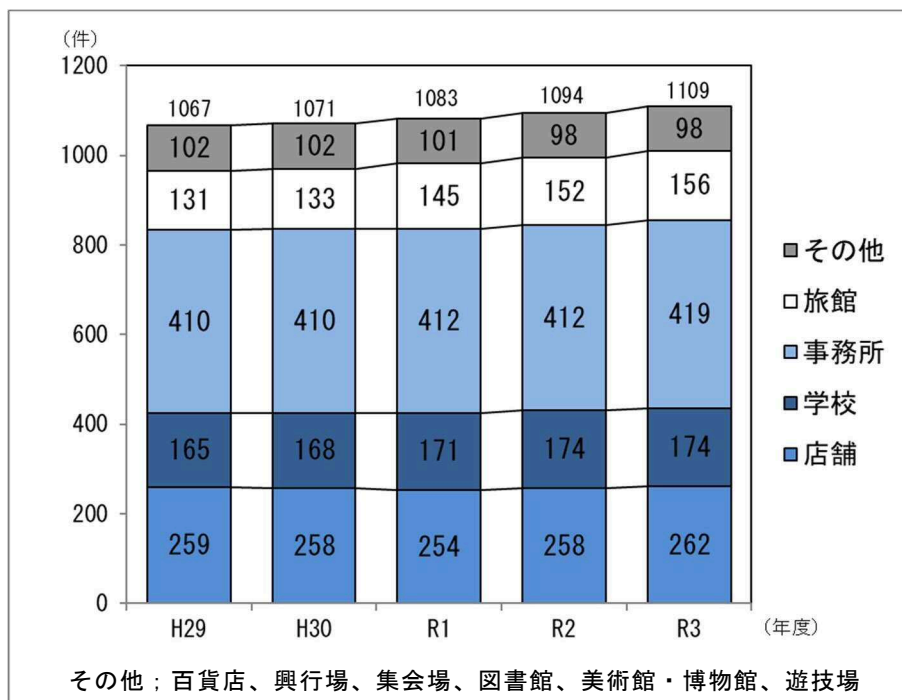
特定建築物 [P14-表4]

『建築物衛生法』では、一定の規模以上の床面積を有する事務所、店舗、旅館等は特定建築物と定義され、環境衛生上必要な建築物の維持管理について定められており、札幌市内には、約1,100棟の特定建築物があります。

当課では、特定建築物の設計時には事前協議を行い、構造や設備に衛生上支障がないか審査及び指導しています。また、使用開始後は、毎年度「維持管理報告書」の提出を求め、空気環境、給排水管理及びねずみ昆虫等の防除等について適切に管理されているか確認しています。特に空気環境においては、「換気の悪い密閉空間」が新型コロナウイルス感染症のリスク要因となるため、適切な換気量の確保を指導しています。

なお、定期的な立入検査も実施しており、設備の状況や帳簿書類について確認しています。

近年、市内の特定建築物は、都心部の再開発やホテルの新築等によって、増加傾向にあります。



【特定建築物施設数の推移(H29~R3)】



事業登録 [P15-表5]

『建築物衛生法』により、ビルメンテナンスに関する業務(8業種)を行う営業所は、一定の要件を満たしている場合、都道府県知事(令和3年度より札幌市においては保健所長)の登録を受けることができます。当課では、登録申請の受理、機械器具、監督者や作業方法等が要件を満たしているか審査を行い、営業所の登録を行っています。

また、立入検査を実施するほか、毎年度「実績報告書」の提出を求める等により、建築物の衛生的環境の確保に関する技術と知識の普及・啓発に努めています。



飲料水施設 [P16-表6]

ビルやマンション等における飲料水の安全を確保するため、受水槽を設置している施設や市水道水以外の水を供給している施設に対して、『水道法』、『給水要綱』及び『簡易専用水道指導要領』に基づき、指導や立入検査等を行っています。

対象としては、地下水、湧水及び沢水等を水源として飲料水を供給している専用水道施設^{※9}、業務用飲用井戸等施設^{※10}及び住居用飲用井戸等施設^{※11}のほか、市水道水を受水槽で受けたのち飲料水を供給している簡易専用水道^{※12}及び小規模貯水槽水道施設^{※13}があります。

専用水道は大規模な病院やホテル等、大量の水を使用する施設に多くみられ、敷地内にプラントを設けて飲料水を供給しています。このような施設では、毎月の水質検査や従事者の健康診断等の管理を実施しており、当課では、それらについて「維持管理報告書」等で確認し、指導をしています。

また、井戸水等を飲用している一般家庭に対しては、衛生面に関しての助言等を行っています。

※9 地下水、表流水等を水源とし、100人を超える居住者に供給するもの及び一日の最大給水量が20 m³を超えるもの(一部例外を除く)

※10 特定建築物、専用水道を除き、事務所や店舗等で地下水等を水源としている施設

※11 専用水道を除き、共同住宅、寄宿舍等で地下水等を水源としている施設(戸建て住宅は除く)

※12 市水道水を使用し、受水槽の有効容量が10 m³を超えるもの

※13 市水道水を使用し、受水槽の有効容量が10 m³以下のもの

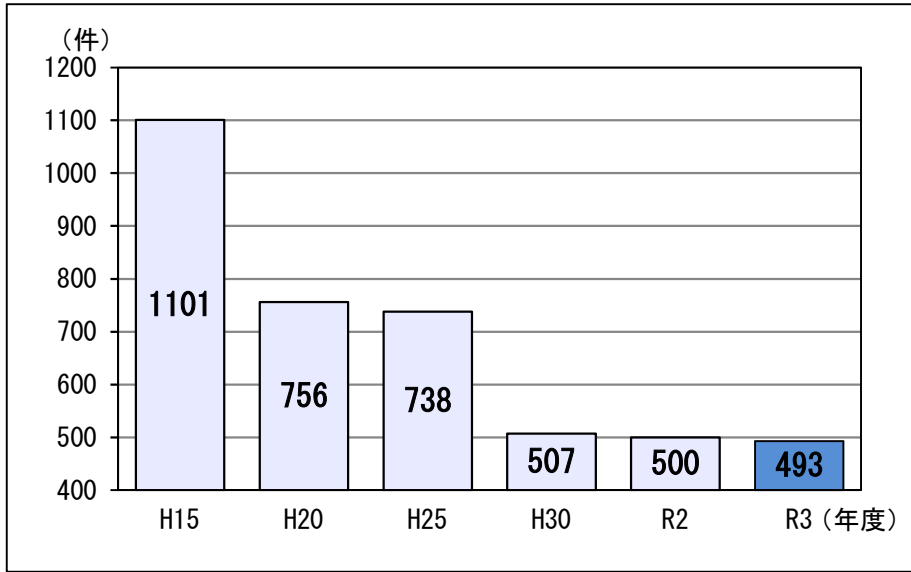


地下水汚染の情報提供

札幌市環境局では毎年、テトラクロロエチレン等による地下水環境基準超過井戸が存在する地域を公表しています。この情報をもとに地下水汚染地域の井戸施設に対して、水質検査の実施や市水道水への切替等について、必要な助言を行っています。

5 災害応急時の井戸活用

地震等の災害時の給水体制の整備は、『札幌市地域防災計画』等に基づいて、札幌市水道局が中心となって進めているところです。当課では、災害時の生活用水を確保する観点から『協力井戸要綱』により、井戸所有者の協力を得て市内各所の井戸を「協力井戸」として指定し、プレートの交付や周知を行っています。



【協力井戸数の推移(H15～R3)】

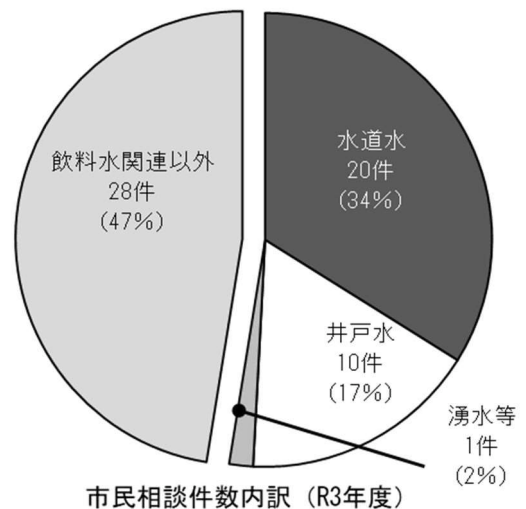


「協力井戸」の件数は、廃止等の理由により年々減少し、令和3年度末で493件となっています。なお、「協力井戸」は保健所等で名簿を閲覧できるほか^{※14}、事業者設置のものについては、札幌市のホームページでも閲覧できます。

※14 複写、写真撮影、インターネット公開等は不可

6 市民相談 [P17-表7]

建築物や飲料水の衛生について市民相談を受けています。その中でも、例年、飲料水（水道水・井戸水等）に関する相談が多く、令和3年度は相談の約5割を占めました。特に水道水の色や臭い、貯水槽の管理等についての相談が寄せられることが多く、必要に応じて現地確認を行い、管理者等に指導を行っています。その他に、井戸水の飲用に関する相談もあり、相談者へ助言を行っています。



第2部 資料（各数値は、「令和3年度」一年間の数値もしくは「令和4年3月末現在」の数値）

【表1 環境衛生関係施設数及び立入検査件数】

区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	許認可 件数	廃止 件数	立入検査 件数	
営業施設	旅館等	469	271	41	12	18	7	28	3	57	18	14	38	29	109
	旅館・ホテル	392	229	35	9	15	7	17	3	51	16	10	36	19	104
	簡易宿所	73	42	6	1	3	0	9	0	6	2	4	2	10	5
	下宿	4	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	興行場	55	33	2	4	0	2	4	0	5	3	2	1	1	5
	映画館	13	10	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	スポーツ	10	3	1	1	0	1	3	0	1	0	0	0	0	3
	その他	32	20	1	2	0	1	1	0	3	3	1	1	1	2
	公衆浴場	285	110	20	20	20	10	26	11	34	18	16	15	20	59
	普通浴場	48	10	6	7	4	2	9	0	3	5	2	0	8	11
	福利厚生浴場	37	6	3	3	2	1	2	2	5	5	8	1	1	2
	その他の浴場	200	94	11	10	14	7	15	9	26	8	6	14	11	46
	理容所	1641	273	255	211	163	93	173	96	109	156	112	56	38	81
	美容所	3579	1203	487	322	308	157	301	143	178	311	169	246	143	311
	クリーニング所	896	152	120	124	99	35	92	30	43	92	47	19	87	67
	工場	164	29	24	21	24	4	20	2	8	24	8	5	13	11
	リネガライ	15	0	0	5	7	0	0	1	1	1	0	2	0	5
	取次所	655	123	96	98	68	31	72	27	34	67	39	11	73	50
	無店舗取次店	62	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
	小計	6925	2042	925	693	608	304	624	283	426	598	360	375	318	632
	その他の施設	コインランドリー	230	49	25	31	26	10	35	9	14	20	11	21	10
プール		55	12	7	5	6	2	5	3	7	4	4	3	6	12
化製場等		2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
温泉利用施設		540	119	22	18	4	25	42	22	258	18	7	60	28	122
源泉		139	21	10	4	3	6	7	6	74	2	6	1	3	5
動力装置		106	19	8	2	3	6	7	4	50	2	5	1	3	0
胞衣及び産褥物 収集処理業者		11	5	1	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0
小計	1083	225	74	62	43	50	96	44	403	46	35	86	50	174	
その他	出張理容届出	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	7	0
	出張美容届出	92	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	8	0
小計	129	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	15	0	
総数	8137	2267	999	755	651	354	720	327	829	644	395	483	383	806	

【表2 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数】

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数
届出住宅	634	223	90	131	10	117	8	58	59	18	1348

【表3 環境衛生関係市民相談件数】

相談内容	件数
旅館	18
(再掲)無許可営業	7
公衆浴場	27
理容所	12
美容所	33
その他の施設	9
その他(許認可外施設に関する事など)	5
総数	104

【表4-1 特定建築物施設数】

用途	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数
興行場	7	1	1	0	0	3	0	2	0	0	14
百貨店	11	5	2	0	3	2	1	2	4	1	31
集会場	5	3	3	5	1	2	1	1	1	1	23
図書館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
博物館・美術館	4	0	2	0	2	0	0	1	0	0	9
遊技場	4	2	2	2	4	1	2	0	2	1	20
店舗	81	27	26	18	13	21	20	16	18	22	262
事務所	284	41	13	24	20	17	2	2	13	3	419
学校	35	42	11	10	10	19	11	13	8	15	174
旅館	120	15	0	0	1	2	0	15	2	1	156
総数	552	136	60	59	54	67	37	52	48	44	1109

【表4-2 特定建築物の立入検査件数等】

用途	立入検査 件数	設計時の 指導件数	特定建築物 届出件数	廃止 件数	維持管理 報告書提出数
興行場	1	0	0	0	13
百貨店	0	0	0	1	32
集会場	3	1	1	0	22
図書館	0	0	0	0	1
博物館・美術館	0	0	0	0	9
遊技場	0	0	0	0	20
店舗	14	1	5	1	250
事務所	11	6	9	2	409
学校	6	1	3	3	173
旅館	21	5	7	3	148
総数	56	14	25	10	1077

【表 5 建築物の清掃や空気環境測定等を行う事業者の登録事業所数】

用途業種	総数	立入検査 件数	登録 申請件数	廃止件数	実績 報告書提出数
建築物清掃業	115	0	17	3	108
建築物空気環境測定業	27	0	2	0	26
建築物空気調和用ダクト清掃業	6	0	0	0	6
建築物飲料水水質検査業	18	6	4	1	18
建築物飲料水貯水槽清掃業	101	18	14	5	100
建築物排水管清掃業	26	8	7	0	25
建築物ねずみ昆虫等防除業	40	7	4	2	42
建築物環境総合管理業	59	0	7	1	58
総 数	392	39	55	12	383

備考

登録申請件数には、再登録を含む。また、廃止件数には、登録有効期間満了後再登録が無かったものを含む。

【表6 飲料水施設の施設数と立入検査件数】

用途		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数	
総 数	施設数	1901	780	655	613	346	821	186	440	618	226	6586	
	届出件数	17	8	4	7	2	7	3	7	6	1	62	
	廃止件数	32	15	6	11	2	16	4	12	23	7	128	
	立入検査数	49	8	3	11	5	14	3	16	9	2	120	
	改善指導件数	22	3	2	5	2	5	3	11	4	1	58	
*1) 専用水道	施設数	138	19	21	19	14	19	14	13	7	4	268	
	届出件数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	廃止件数	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	
	立入検査数	17	1	0	1	2	0	1	4	0	2	28	
	改善指導件数	5	1	0	0	1	0	1	3	0	1	12	
*1・2) 簡易専用水道	施設数	957	336	292	304	196	375	92	218	275	146	3191	
	届出件数	12	5	3	4	2	4	2	3	5	1	41	
	廃止件数	20	9	4	8	2	12	2	9	19	6	91	
	立入検査数	26	5	2	6	2	12	1	6	8	0	68	
	改善指導件数	11	1	1	2	1	4	1	3	3	0	27	
給水要綱対象施設	*2) 小規模貯水槽 水道施設	施設数	752	422	333	272	128	414	67	192	320	71	2971
		届出件数	3	2	1	3	0	3	0	4	1	0	17
		廃止件数	9	5	2	2	0	4	0	3	2	1	28
		立入検査数	2	2	1	4	1	2	0	4	1	0	17
		改善指導件数	2	1	1	3	0	1	0	3	1	0	12
	井戸等施設 住居用飲用	施設数	2	0	1	2	0	1	0	0	2	0	8
		届出件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		廃止件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		立入検査数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		改善指導件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	井戸等施設 業務用飲用	施設数	52	3	8	16	8	12	13	17	14	5	148
		届出件数	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
		廃止件数	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	5
		立入検査数	4	0	0	0	0	0	1	2	0	0	7
		改善指導件数	4	0	0	0	0	0	1	2	0	0	7
	給水要綱小計	施設数	806	425	342	290	136	427	80	209	336	76	3127
		届出件数	4	2	1	3	0	3	1	4	1	0	19
		廃止件数	10	5	2	2	0	4	2	3	4	1	33
		立入検査数	6	2	1	4	1	2	1	6	1	0	24
		改善指導件数	6	1	1	3	0	1	1	5	1	0	19

* 1) 特定建築物を含む

* 2) 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道施設の届出・廃止件数には、台帳照合・整理に伴う現認廃止・変更件数を含む

【表7 ビル衛生及び飲料水関係市民相談件数】

相談内容	件数
飲料水に関すること	31
アスベストに関すること	3
その他	25
総数	59

札幌市 保健福祉局 保健所 環境衛生課

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

電話 011-622-5165 , FAX 011-622-5177

Email kankyoeisei@city.sapporo.jp

URL <https://www.city.sapporo.jp/kenko/eisei/index.html>

SAPP_URO

令和 4 年 (2022 年) 12 月

01-F06-22-2324